

（第11号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正等に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る事務手数料等について規定を整備する必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

- （1）低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について規定する別表第2の84の7の項及び84の8の項を削り、別表第2の次に別表第3を加える。
- （2）建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について規定する別表第3を別表第4とする。
- （3）低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る事務手数料等について、住戸ごとの申請の場合に係る事務手数料の規定を削除する。
- （4）低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る事務手数料等について、誘導仕様基準による場合の事務手数料の規定を加える。

2 施行日 公布の日

3 新旧対照表 別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案	現行																																																																
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 事務手数料は、別表第1から別表第4までに掲げる事項の申請者から、別表第1に掲げる事項については申請又は申請事項に係る証明書等の交付の際、別表第2から別表第4までに掲げる事項についてはこれらの表に定める徴収時期に徴収するものとし、その額は、別表第1から別表第4までの当該各項に定めるところによる。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 事務手数料は、別表第1から別表第3までに掲げる事項の申請者から、別表第1に掲げる事項については申請又は申請事項に係る証明書等の交付の際、別表第2に掲げる事項については同表に定める徴収時期に、別表第3に掲げる事項については同表に定める徴収時期に徴収するものとし、その額は、別表第1当該各項、別表第2当該各項及び別表第3当該各項に定めるところによる。</p>																																																																
<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>																																																																
<p>別表第1 (略)</p>	<p>別表第1 (略)</p>																																																																
<p>別表第2 (第2条関係)</p>	<p>別表第2 (第2条関係)</p>																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>名称及び額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>84の6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称及び額	徴収時期	1	(略)	(略)	(略)	～	～	～	～	84の6	(略)	(略)	(略)	85	(略)	(略)	(略)	～	～	～	～	131	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>名称及び額</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>84の6</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>84の7</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>84の8</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務	名称及び額	徴収時期	1	(略)	(略)	(略)	～	～	～	～	84の6	(略)	(略)	(略)	84の7	(略)	(略)	(略)	84の8	(略)	(略)	(略)	85	(略)	(略)	(略)	～	～	～	～	131	(略)	(略)	(略)
	事務	名称及び額	徴収時期																																																														
1	(略)	(略)	(略)																																																														
～	～	～	～																																																														
84の6	(略)	(略)	(略)																																																														
85	(略)	(略)	(略)																																																														
～	～	～	～																																																														
131	(略)	(略)	(略)																																																														
	事務	名称及び額	徴収時期																																																														
1	(略)	(略)	(略)																																																														
～	～	～	～																																																														
84の6	(略)	(略)	(略)																																																														
84の7	(略)	(略)	(略)																																																														
84の8	(略)	(略)	(略)																																																														
85	(略)	(略)	(略)																																																														
～	～	～	～																																																														
131	(略)	(略)	(略)																																																														
<p>別表第3 別紙のとおり</p>	<p>別表第3 別紙のとおり</p>																																																																
<p>別表第4 別紙のとおり</p>																																																																	
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正前の別表第2の84の8の項の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第68号)附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる低炭素建築物新築等計画の変</p>	<p>別表第3 別紙のとおり</p>																																																																

更の認定の申請については、なおその効力を有する。

3 改正前の別表第3の4の項の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。

中野区事務手数料条例新旧対照表
改正案

別表第3(第2条関係)

事務	名称及び額			徴収時期			
1 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の及びに掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			認定申請のとき			
	申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	(ア) 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円		
				建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円		
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円		
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円		
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円		
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円		
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円		
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円		
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円		
				(イ) 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円

	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

	ウ ア及びイ以外の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円		
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円		
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円		
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円		
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円		
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円		
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円		
	以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合		21,000円	
誘導仕様基準以外による場合			35,000円			
イ 共同住宅等		(ア) 住戸の部分	誘導仕様基準による場合		建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円
					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
					建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円
					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円
					建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円
					建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円

	建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円
誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
	(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		138,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		180,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		280,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		359,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		429,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		500,000円

(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
	ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		300,000円
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		384,000円
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		546,000円
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		670,000円
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるもの		900,000円

				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円	
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円	
2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、次の及びに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築基準法第55条第1項合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	変更認定申請のと			
	申請に併せて適合性を確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	ア 一戸建て住宅			3,300円	
		イ 共同（ア）住戸の部分		建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円	
		住宅等		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円	
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円	
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円	
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円	
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円	
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円	
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円	
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円	
		（イ）共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円	

	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円

			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		15,000円
		誘導仕様基準以外による場合		18,000円
	イ 共同住宅等	(7) 住戸の区分	誘導仕様基準による場合	
			建築物の総戸数が1戸のもの	15,000円
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000円
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000円
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000円
			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000円
			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000円
			建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000円

誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000円
(イ) 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	57,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	96,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	156,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	247,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
	(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
ウ ア及びイ以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	123,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円

			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
--	--	--	-----------------------------	----------

中野区事務手数料条例新旧対照表
改正案

別表第4 (第2条関係)

事務	名称及び額			徴収時期
1・2 (略)	(略)			(略)
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)			(略)
	1) 申請に併せて建築物	ア 一戸建て住宅	(略)	(略)
	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	イ ア以外の建築物	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合)	(略)
	2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 誘導仕様基準以外による場合 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,000円 22,000円 34,400円 38,400円
		イ ア以外の建築物	住宅部分 誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	38,000円 66,000円

			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	179,000円
		誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	(略)	(略)	(略)
	標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	(略)	(略)	(略)

4 建築物のエネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(略)

ルギー消費性 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項にお
 能の向上に関して準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築
 する法律第36条第1項の基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部
 6条第1項の分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

規定に基づく	1) 申請に併せて建築物	ア 一戸建て住宅		(略)		
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	イ ア以住宅部分		(略)		
		外の建築物		(略)		
	2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円	
			誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
		イ ア以住宅部分	外の建築物	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
				誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円

				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	
		非住宅部分	モデル建物法による場合	(略)	(略)	
			標準入力法等による場合	(略)	(略)	
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 認定申請1件につき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額					(略)
	1) (略)	(略)				
	2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	(略)	(略)	
			モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	(略)	(略)	
			仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）又は誘導仕様基準による場合	(略)	(略)	
		イ ア以外の建築物	住宅部分性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	(略)	(略)	

			フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	(略)	(略)
			仕様基準又は誘導仕様基準による場合	(略)	(略)
		非住宅部分	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
6	(略)	(略)			(略)

備考

1～10 (略)

1.1 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1.2 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

中野区事務手数料条例新旧対照表

現行

別表第3 (第2条関係)

事務	名称及び額			徴収時期	
1・2 (略)	(略)			(略)	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機15条第1項の規定に基づいて同表125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)			(略)	
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅		(略)	
		イ ア以外 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 非住宅部分	ア 一戸建て住宅	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
			イ ア以外 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 非住宅部分	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円
				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円
				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円
		イ ア以外 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 非住宅部分	(略)	(略)	(略)
2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円	
	イ ア以外 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。) 非住宅部分	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円		

外の建築物		当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	（略）	（略）

				標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	(略)	(略)
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築物する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 変更認定申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第2の91の2の項に掲げる額（当該申出に係る計画に特定建築物する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合					(略)
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅	イ ア以戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	(略)
			イ 外の建築物	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円	
				当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円	
				当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円	
			イ 一の建築物の申請の場合	住宅部分	(略)	(略)
				非住宅部分	(略)	(略)
	2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
		イ	ア以戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	

		外の建築物	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		81,000円		
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		138,000円		
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		197,000円		
			一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		48,500円
				住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		81,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		138,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		197,000円
			非住宅部分	モデル建物法による場合	(略)		(略)
				標準入力法等による場合	(略)		(略)
			5	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 認定申請1件につき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	1) (略)	(略)			(略)		
	2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	(略)	(略)		
			モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合	(略)	(略)		
			仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合	(略)	(略)		

		る場合		
		イ ア住宅部分	性能基準(建築物エネルギー消費性能基準(略))	(略)
		外の建築物	等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	
			フロア入力法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	(略)
			仕様基準による場合	(略)
		非住宅部分	(略)	(略)
			(略)	(略)
6	(略)			(略)

備考

1～10 (略)

1.1 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1.2 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

1.3 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1.4 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又

は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1.5 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

1.6 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。